

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年9月6日(2012.9.6)

【公表番号】特表2011-528700(P2011-528700A)

【公表日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2011-047

【出願番号】特願2011-519181(P2011-519181)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/58	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/26	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/04	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/58
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/14
A 6 1 K	47/32
A 6 1 K	47/26
A 6 1 P	15/00
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	17/04
A 6 1 P	17/00
A 6 1 P	37/08
A 6 1 P	29/00

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月23日(2012.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

皮膚表面への局所投与のための医薬組成物であつて：

(i) 0.01~10% (w/w) のダナゾール、

(ii) 10~90% (w/w) の少なくとも1種のモノアルコール、

(iii) 0.01~10% (w/w) の少なくとも1種の浸透促進剤、

(iv) 0~5% (w/w) の少なくとも1種のゲル化剤、

(v) 0~30% (w/w) の少なくとも1種の保湿剤、

(vi) 100% (w/w) を満足させるだけの水

を含む医薬組成物。

【請求項 2】

前記モノアルコールが、エタノールおよび／またはイソプロパノールであり、

前記浸透促進剤が、ミリスチン酸イソプロピルおよび／またはプロピレンギリコールで
あり、

前記ゲル化剤が、ポリアクリル酸、セルロース誘導体、またはそれらの混合物であり、
前記保湿剤が、グリセリンである、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

良性の乳房疾患、女性化乳房症、乳癌、乳房痛および高濃度乳腺組織を伴う状態から選択される乳房の障害を患っている患者を治療するための、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

そう痒症、紅斑、じんま疹および皮膚炎から選択される皮膚障害を患っている患者を治療するための、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

(A) (i) 0.01～10% (w/w) のダナゾール、
(i i) 10～90% (w/w) の少なくとも 1 種のモノアルコール、
(i i i) 0.01～10% (w/w) の少なくとも 1 種の浸透促進剤、
(i v) 0～5% (w/w) の少なくとも 1 種のゲル化剤、
(v) 0～30% (w/w) の少なくとも 1 種の保湿剤、
(v i) 100% (w/w) を満足させるだけの水

を含む医薬組成物を含有するリザーバーと、

(B) 局所塗布器

を含むデバイス。

【請求項 6】

前記モノアルコールが、エタノールおよび／またはイソプロパノールであり、

前記浸透促進剤が、ミリスチン酸イソプロピルおよび／またはプロピレンギリコールで
あり、

前記ゲル化剤が、ポリアクリル酸、セルロース誘導体、またはそれらの混合物であり、
前記保湿剤が、グリセリンである、請求項 5 に記載のデバイス。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の医薬組成物を調製する方法であって、

(i) 少なくとも 1 種のモノアルコールにダナゾールを溶解するステップと、

(i i) 水と混合するステップと、

(i i i) 少なくとも 1 種の浸透促進剤と、所望により、少なくとも 1 種のゲル化剤と
、所望により、少なくとも 1 種の保湿剤とを加えるステップ

を含む方法。

【請求項 8】

前記モノアルコールが、エタノールおよび／またはイソプロパノールであり、

前記浸透促進剤が、ミリスチン酸イソプロピルおよび／またはプロピレンギリコールで
ある、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

乳房の障害を患っている患者を治療するための医薬組成物であって、治療上有効な量が
、それを必要とする患者の皮膚の表面に局所投与される、請求項 1、2 または 3 に記載の
医薬組成物。

【請求項 10】

皮膚障害を患っている患者を治療するための医薬組成物であって、治療上有効な量が
、それを必要とする患者の皮膚の表面に局所投与される、請求項 1、2 または 5 に記載の
医薬組成物。